

災害時における建築物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における甲が所有する建築物の汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有する建築物に被害が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して支援協力を得るに当たり必要な事項を定め、甲が所有する建築物の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、応急対策業務のために乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要であると認めるときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

2 要請は支援要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行い、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

3 乙は前項の要請があったときは、可能な限り協力するものとし、協力する場合は応急対策業務応諾書（様式第2号）を甲に送付するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに応急対策業務を実施するものとする。ただし、応急対策業務の実施により発生した廃棄物の処理については、甲の施設管理者が行うものとする。

2 応急対策業務の対象は甲が所有する建築物を原則とするが、甲乙の協議により、市町が所有する建築物を対象とすることを妨げないものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

（乙の責務）

第5条 乙は、甲から支援協力の要請を受けたときは、応急対策業務に当たる会員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

2 乙及び乙の会員は、支援協力に参加したことをもって、甲に対し、工事の受注を求めてはならない。

(経費の負担)

第6条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

(報告)

第7条 乙は応急対策業務を完了した場合は、応急対策業務完了報告書（様式第3号）により速やかに甲に報告する。

(支援協力の連絡体制)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく支援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、連絡責任者届（様式第4号）により速やかに相互に報告するものとする。

(災害情報の提供)

第9条 乙は、応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。

(災害補償)

第10条 応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行う。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

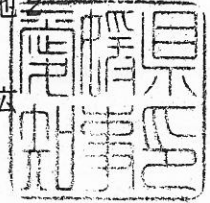
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 3 月 18 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県
知事

中村 時 広



愛媛県松山市福音寺町 230 番地

乙 一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部
支部長

池田 昭 大



(様式第1号)

支 援 要 請 書

年 月 日

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長 様

愛媛県知事

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

1 応急対策業務を必要とする建築物及びその所在地

(1) 名称及び施設管理担当者

(2) 所在地

(3) 連絡先

2 被害の状況

3 その他

(様式第2号)

応急対策業務応諾書

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書第2条第3項の規定により、下記のとおり応急対策業務を応諾します。

記

1 応急対策業務を必要とする建築物及びその所在地

(1) 名称及び施設管理担当者

(2) 所在地

(3) 連絡先

2 被害の状況

3 その他

(様式第3号)

応急対策業務完了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長

災害時における汚泥洗浄等応急対策に関する協定第7条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 応急対策業務を実施した建築物及びその所在地

(1) 名称及び施設管理担当者

(2) 所在地

(3) 連絡先

2 現場写真

別添のとおり

3 その他

(様式第4号)

年 月 日現在

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携 帯 | |
| F A X | |

2 担当連絡先

| 項 目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携 帯 | | |
| F A X | | |

【 一般社団法人 日本塗装工業会 愛媛県支部 】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携 帯 | |
| F A X | |

2 担当連絡先

| 項 目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携 帯 | | |
| F A X | | |

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成30年7月20日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年7月20日

甲 愛媛県知事 中村 時広 印

乙 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 三好 修 印

大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して要請する法律相談業務に関し、必要な事項を定める。

（協議）

第2条 甲は、災害時における県民の不安解消のため、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対し、その旨の告知があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。

3 法律相談会の開催について県内市町から要請があった場合には、甲、乙及び当該市町で協議し、必要な調整を行うものとする。

（法律相談担当者の連絡）

第3条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、これを省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 第2条第1項及び第2項の規定に基づく法律相談会の実施に当たり必要な広報及び会場の確保は、原則として甲において実施する。

2 第2条第3項の協議により、市町において法律相談会を実施する場合においては、必要な広報及び会場の確保は、原則として当該市町に依頼する。

（経費の負担）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務について、県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第7条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく法律相談業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市三番町4丁目8-8 愛媛弁護士会館
愛媛弁護士会
会長 高橋 直 人

大規模災害時における公共建築物の空調衛生設備の応急対策業務
に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の空調衛生設備の応急対策に関する業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

ただし、甲乙の協議により、市町が管理する建築物を対象とすることは妨げないものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の設備の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 設備の破損に対する応急修繕、点検
- (3) 応急復旧に係る調査及び設計
- (4) 応急対策に必要な資材及び機材の提供
- (5) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務の指示）

第4条 応急対策業務を施工する者（以下「応急業務施工者」という。）は、甲の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に

係るものについては原則甲が負担するものとし、第1号に係るものについて甲は負担しないものとする。

(補償)

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年12月12日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時 広

愛媛県松山市宮田町188番地8
乙 一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会
会 長 土 居 仁

災害時における協力体制に関する協定書

愛媛県(以下「甲」という。)、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び公益社団法人日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会(以下「丙」という。)は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、愛媛県内における災害時において、効果的な災害ボランティア活動支援等を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

(支援の内容)

第3条 甲及び乙が丙に協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災市町の社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターの活動に対する人的・物的支援
- (2) 乙が行う被災市町の災害ボランティアセンターの後方支援活動に対する人的・物的支援
- (3) 甲及び乙並びに被災市町が設置する災害救援ボランティア支援本部の活動に対する人的・物的支援(情報共有会議への参画を含む。)
- (4) 災害ボランティア活動のための資機材等の調達、仕分け及び搬送
- (5) 被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供又は発信
- (6) 甲が実施する被災市町の被災者支援活動に対する後方支援に係る人的・物的支援(避難所等への支援物資の提供等を含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認めた活動

(協力体制の整備)

第4条 丙は、前条の支援を円滑かつ実効的に行うため、平常時から次の事項に努めるものとする。

- (1) 青年会議所の全国ネットワーク等を活用した円滑で迅速な被災地支援体制の整備
- (2) 各青年会議所の会員又は関係機関の従業員等の消防団、自主防災組織への加入促進
- (3) 災害時等に備えた各青年会議所の会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 各青年会議所の会員及び関係機関に対する本協定の普及及び啓発

(情報の提供)

第5条 甲及び乙は、被災地支援活動に必要な情報を丙に提供するものとする。

(情報の交換等)

第6条 甲、乙及び丙は、災害時における活動が円滑に遂行できるよう、平常時から必要に応じて情報の交換、会議、研修等の開催を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用割合について誠実に協議するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、災害時において、本協定が円滑に活用されるよう、連絡責任者を定め、連絡先を相手方に連絡するものとするとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定の実施に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する30日前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

| | | |
|---|--|-----------------|
| 甲 | 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県知事 | 中村 時広 |
| 乙 | 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 会長 | 河田 正道 |
| 丙 | 愛媛県松山市大手町二丁目5の7 公益社団法人日本青年会議所 四国地区 愛媛ブロック協議会 会長 | 松山商工会館 野口 和範 |